

宮城県ブロック塀等除却工事助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 宮城県（以下「県」という。）は、通学路又は避難路に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、学童をはじめとする通行人の安全を確保するために、市町村が倒壊等の危険なブロック塀等を除却する者に対して補助金を交付する事業を行う場合に要する経費について、当該市町村に対し予算の範囲内において、宮城県ブロック塀等除却工事助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック塀、石塀等の組積造の塀（外柵、植栽と塀の併設、擁壁兼用の塀を含む。）及び門柱
- (2) 通学路 通学路及びこれに準ずる道路として市町村長が認めるもの
- (3) 避難路 市町村が地域防災計画又は耐震改修促進計画等に位置付けた避難路沿道等
- (4) ブロック塀等実態調査 県又は市町村が行う調査で、ブロック塀の危険性の判定を行うもの

(補助対象事業)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすブロック塀等について、一部又は全部を除却（一部除却については一部除却後安全な構造となるものに限る。）する者に対して市町村が補助金を交付する事業（社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業の「ブロック塀等の安全確保に関する事業」の基幹事業又は効果促進事業（基幹事業と効果促進事業の併用を含む。）を活用し、補助率が3分の2を超える市町村が補助金を交付する事業に限る。）で、市町村が負担する額が国費を超えるもの。

- (1) 過去に国、県及び市町村から当該事業と同様の補助金の交付を受けていないもの
- (2) 通学路又は避難路に面したもの
- (3) ブロック塀等実態調査において、危険と判定されたもの

(補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、ブロック塀等の一部又は全部の除却に要する費用とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、ブロック塀等1件あたり次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

- (1) 第4に規定する経費の6分の1の額

- (2) 市町村が負担する額の3分の1の額
 - (3) 75,000円
 - (4) 市町村が負担する額から国費と同額を減じた額
- 2 補助金の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部とする。

(交付申請の添付書類)

第7 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付予定件数及び交付額総括表（別記様式第2号）
- (2) 予算議決書の写し（予算が議決されていない場合は同予算確約書）
- (3) 市町村の補助金交付要綱等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、次項に掲げる軽微な変更にあつてはこの限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 軽微な変更は次のとおりとする。
- (1) 申込書の受付（予定）期間の変更
 - (2) 事業（予定）期間の始期の変更及び終期の短縮に係る変更
 - (3) 補助金の額の変更を伴わない補助金交付予定件数の変更

(実績報告)

第9 規則第12条第1項前段の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出部数は1部とする。

- 2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(年度終了実績報告)

第10 規則第12条第1項後段の規定による補助事業年度終了実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、その提出部数は1部とする。

- 2 前項の書類は、当該補助事業の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

（実績報告の添付書類）

第 1 1 規則第 1 2 条第 1 項の規定により補助事業実績報告書（会計年度終了を含み、事業の廃止を除く。）に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）事業の実施結果一覧表
- （2）申請者への補助金交付決定通知書の写し
- （3）申請者への補助金の確定通知書の写し
- （4）支出負担行為兼支出命令書等の写し
- （5）ブロック塀等実態調査の判定結果が分かる書類
- （6）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第 1 2 補助金は、規則第 1 3 条に規定する補助金の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第 1 5 条ただし書の規定により、補助金の全部又は一部について概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第 7 号によるものとする。

（指導監督等）

第 1 3 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ補助事業の内容について市町村長に対し指示又は調査することがある。

（その他）

第 1 4 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。